

## 都道府県議会・市区町村議会における労協法に関する質疑答弁一覧

### ■2020年12月3日 徳島県議会 高井美穂県議（立憲） 代表質問

#### ○ 新たな働き方となる「労働者協同組合」の法制化への対応について

地域課題を解決するために、組合員自らが出資し、自ら運営も担う新たな働き方である、協同労働を法制化する、労働者協同組合法案が全党全会派の国会議員の提案の議員立法として、現在開会中の臨時国会で議論されています。11月24日の衆議院厚生労働委員会で可決され、今朝の参議院厚生労働委員会で可決されました。明日の参議院本会議で成立の予定となっています。徳島県議会でも、2017年6月定例会に協同労働の協同組合に関する法律の速やかな制定を求める意見書を全会一致で採択し、国会に提出しておりましたので、実に歓迎すべきことでもあります。

この法案の今日的な意義の一つは、新しい働き方の選択肢を増やすことであり、地域における多様な需要に応じた事業の実施が促進されることになると期待しています。特に、コロナ禍において廃業や雇い止めが続く中、多様な雇用機会の創出の重要性は一段と高まっています。実体的には農協や生協、非営利民間団体であるNPOや企業組合のような組織と同じですが、これらと大きく違うのは事業の制限がなく、原則4人以上で協同組合を設立できるようになります。企業形態にとらわれない働き方の選択肢を増やし、地域の課題解決にも質することはもとより、支え合って協力しながら生きていく、地域の絆づくりにも貢献するはずです。

また、将来的に地方への移住やワーケーションの促進には農山漁村での過疎地での仕事づくりが大事であり、その一助にもなるでしょう。実際に、こうした活動に取り組みたいと思っている方に対して、組織づくりに関わる支援をしたり、地域に共通の課題解決に役立ちそうな事業をメニュー化したり、起業のためのアドバイスをしたりすることが必要とされます。また、すでに協同組合的に活動している事業者や行政サービスの委託を受けている事業者などが法に基づく組織にスムーズに移行できるような支援を行い、そこから事業者同士の交流を通じた民レベルでの研鑽と発展を促すために、例えば、県が相談窓口を提供するなどして、積極的に推進していくべきと考えております。

そこでお伺いしますが、新たな働き方を促進する労働者協同組合について、県はどのように認識し、今後どのように対応されるのか、意見をお伺いします。

#### 答弁：後藤田博副知事

新たな働き方を促進する労働者協同組合について、県はどのように認識し、そして今後ど

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

のように対応していくのかとのご質問をいただいております。

今臨時国会で審議されております労働者協同組合法案は、組合員自らが出資をし、経営に携わり、そして、事業に従事する協同労働という新たな仕組みに法人格を認めまして、多様な就労機会の創出や地域課題の解決を目指すものであります。

また、アフターコロナ時代に向け、社会経済システムの大きな変革が進む中で、新たな働き方の選択肢を広げますとともに、性別や年代等を問わない、多様な人々の参画によりSDGsの思想に合致し、ダイバシティ社会の実現にも寄与する、まさに時機を得たものであるというふうに認識をしております。

労働者協同組合法の実現に向けましては、平成29年度に、先ほど議員からもお話がありましたように、徳島県議会から国等に対して法律の速やかな制定を求める意見書が全会一致で提出されますとともに、去る9月28日には、日本労働者協同組合連合会の古村理事長が来県され、法制化後の協力について全国知事会長であります、飯泉知事に対してまして依頼がなされたところであります。

また、労働者労働組合を所管する行政庁は都道府県知事とされておりますことから、全国知事会といたしましても、法案に賛成しますとともに、法施行に十分な準備期間を設け、関係団体への周知に努めること、との意見を国に対し提出しましたところ、2年以内の準備期間の確保が法案に盛り込まれた経緯がございます。

労働者協同組合は行政庁への届出のみで設立できますことから、創業機会の創出とともに、高齢化の進展によります事業承継や訪問介護など、地域の実情に応じた様々な課題解決の有効な手段になるものと考えております。このため、法律成立後の2年間の準備期間におきまして、国としっかりと連携し、県民の皆様型や市町村、関係団体に対しまして、まずは制度の周知・啓発に努めますとともに、法に基づく組織化に関心を示す事業者や団体等には具体的なアドバイスをしっかりと行うなど、適宜、相談に応じてまいります。

今後、コロナ禍による地方回帰や地元志向の機運が高まる中で、労働者協同組合が真にその機能を発揮し、地方創生の実現、ひいては県民の幸せの実現につながるようしっかりと取り組んでまいります。

## ■2020年12月3日 足立区議会 土屋のりこ区議（無所属） 一般質問

### ○ 労働者協同組合法を活用した地域づくりについて

全党・全会派の賛同による議員立法で提出されている「労働者協同組合法案」が今臨時国会において成立の見通しです。労働者協同組合法とは、市民・労働者自らが資金を持ち寄り、地域に必要とされる仕事をおこし、自らが労働の主人公となっていくための制度を作る

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

法律です。急激な人口減少と超高齢化の中にあり、地域に必要な仕事の担い手不足が指摘されます。労働者協同組合は、遊休農地の利活用や子どもの貧困問題、高齢者の日常生活支援、自然エネルギー普及等、様々な課題に取り組むことと仕事おこしを結び、持続可能な地域をつくることを目指します。

例えば足立区において、後継者不足に悩む農業者や地場産業などの事業継承を協働労働で解決する、また利潤追求にそぐわない公的分野の事業委託は非営利組織である協働労働との親和性が高いです。区としても積極的に協働労働について知見を深め、区内労働者協同組合の話聞く場を設け新たな可能性を探るなど、持続可能な地域作りをめざすパートナーとして位置付けてほしいと思うが区長の見解を伺います。

### 答弁：勝田・政策経営部長

足立区としても、協働労働について知見を深め、区内、労働者協同組合の話聞く場を設け、新たな可能性を探るなど、持続可能な地域づくりを目指すパートナーとして位置付けてほしいとのご質問についてお答えいたします。

労働者協同組合は、営利を目的としない団体であり、また、現在区としても学童クラブの指定管理者や子育てサロンの事業委託先として、ワーカーズコープを活用していることから公的分野の事業を担っていただける存在であると認識しております。

今回、労働者協同組合法の成立により、同組合の事業範囲や位置付けが定まることから、区としても労働者協同組合を活用して行うことができる事業の可能性について、労働者協同組合法の趣旨や労働者協同組合側の体制を勘案して検討してまいります。検討に際しましては、必要に応じて同組合と協議の場を設定してまいります。

### ■2020年12月7日 福井県議会 西本恵一県議（公明） 一般質問

#### ○ 労働者協同組合についてお伺いします。

皆さんのお手元には日刊県民福井の記事を配付をさせていただいておりますが、超党派の議員立法である「労働者協同組合法案」が今臨時国会で成立いたしました。この法案は多様な働き方を進め、地域の課題解決につなげることを目的で、労働者自らが資金を出し合って経営に携わる協働労働を行う団体に対し、労働者協同組合という法人格を認めるものであります。地域貢献につながる働き方を望む人たちにとって、協働労働には大きな意義があり、少子高齢化による地域の担い手不足など、直面する課題を克服する手だてとしても重要であります。類似の法人格としてNPO法人がありますが、担い手の出資が認められず、事業も福祉やまちづくりなど20分野に限定をされており、担い手の生活を支えることが目的では

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

ないため、報酬を追求する事業ができません。これに対して労働者協同組合は、労働者派遣を除き事業分野に制限を設けておらず、働き手には最低賃金の保障など労働法規が適用されます。

現在は、福祉分野に多い協同労働ですが、後継者難で廃業の可能性がある中小企業の従業員らが労働者協同組合を立ち上げ、事業を継続するケースが増えることも期待ができます。ところが、労働者協同という誤解されるケースもあり、この法案の意味することについてはまず行政内での理解が必要であり、この法案の有効性を確認し、どのような支援ができるのか検討することが必要だと思います。そこで、労働者協同組合により県民活動や地域活動を活発にするため部局横断的なチームをつくり、プロジェクトを立ち上げてはどうかと提案いたしますが、知事の所見をお伺いいたします。

この協同労働の取組は既に各地で広がり始めております。障がい者が出資や労働、運営に参画しているカフェや、中高年の労働者による高齢者の居場所づくりのための食堂経営などがあります。広島市では、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある60歳以上の方が中心となって、地域課題の解決のために協同労働という働き方で取り組むことを推進するためのモデル事業を実施しており、専門のコーディネーター事業立ち上げをサポートし、立ち上げ費用を補助し、立ち上げ後も専門のコーディネーターが事業運営を支援しています。まずは、県民への労働者協同組合法の理解促進とともに、何ができるのか周知することが必要だと思います。

これはこの法案が成立してから2年以内が施行という期間もありますので、この期間の中で今後、組合設立や維持へのサポート体制の構築や設立費用の補助金などの支援も、ぜひとも御検討をお願いしたいと思いますので、これは要望しておきます。

## 答弁：杉本達治知事

労働者協同組合への今後の県の対応についてお答えを申し上げます。おっしゃられるとおり、労働者協同組合につきましても、先般の臨時国会で成立をしたところでございます。この特徴といたしましては御指摘ありましたように、今までNPOだとなかなか事業の幅が狭いとか、それにもうけられない(?)というようなこういった手かせ、足かせがあったわけですけれども、こういったことを乗り越えて、幅広くしかも労働法規が適用になるということと最低賃金が適用になる。これも大変メリットが大きいと思います。

直接的には、やはり事業を継続している中で継承ができないようなそういった企業さんが、従業員の皆さんでそれを継承していくというような方法も一つあるかなと思いますし、ご指摘がありましたように、例えば子育てとか、介護とかまちづくり、NPOがこれまで担ってきた。でも、それではどちらかというときせいで有償のボランティア、こういうようなこと

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

でしかも進められないようなときに、みんなが方針を決めながら、最低賃金を守って事業を行っていくという方法も、地域課題の解決の方法としては一つ大きな手段を得たかなと思っております。

ただ現実には、なかなかそうした地域課題解決のときに、事業として最低賃金を払って成立していくのがなかなか難しいといったところもあると思いますので、そういった意味では今回、2年程度のその施行までに期間がありますので、制度の中身を十分に検討いたしながら、こういった形で行政もしくはその地域に貢献ができるようになっていくのか、応援の仕方も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

## ■2020年12月7日 富山市議会 佐藤則寿市議（公明） 一般質問

### ○ ポスト・コロナへの経済・雇用施策について

働く人たちが資金を出し合って経営に携わる協同労働に法人格を認める法案が今国会で成立し、新たな働き方が実現しようとしています。法制化に向け、公明党は坂口元厚労働大臣を中心に十数年前から取り組み、超党派で法案提出にこぎつけました。労働者協同組合という新たな法人格は、志を持って自分たちで地域をよくしていこうという人たちの活躍の場を広げるものであり、NPOがすでに市民権を得ているように、各地で創意工夫が光る新たな事業が起こることが期待されます。私は、今後の地方創生の観点からも、さらにポスト・コロナの地域社会の課題解決策においても非常に有意義であると考えます。そこで、広島市など、自治体が協同労働の活用を支援する動きもあり、本市の積極的な取り組みを期待していますが、今後の施策について伺います。

### 答弁：大場商工労働部長

協同労働は、事業主に雇用される雇用形態とは異なり、働くもの自らが出資し、組合員となり、対等な立場で事業に従事し、それぞれの意見を反映して事業が行われるもので、多様な働き方を促進できるものと期待されております。議員からご紹介がありました広島市では、地域課題の解決と高齢者の働く場の創出を目的に家事や買い物への同行を行う地域の困りごとと支え合い事業や、子供の学習支援、不用品等の処分代行などが協同労働のモデル事業として実施されており、立ち上げに必要な経費の一部を市が助成しておられます。こうしたなか、先の国会において労働者協同組合法が成立し、協同労働を行う団体が非営利法人として法人格を持つことを認められ、各種保険制度の適応や資金調達の円滑化等が可能となることは、組織運営の安定に寄与するものと考えております。

本市といたしましては、協同労働は少子高齢化社会の中で就労形態の一つになるものと考え

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

えておりますが、法律の制定から間もないこともあり、本市における今後の設立状況を注視して参りたいと考えております。

## ■2020年12月8日 埼玉県議会 辻浩司県議（市民ネットワーク） 一般質問

### ○ 「労働者協同組合」を拡げ、多様な人たちが働く場づくりを

現代日本において、働くというと、企業などに雇われて働くという働き方を思い浮かべる人が多いと思います。雇用されると、どうしても経営者の意向が強くなります。高齢者や出産育児次世代の女性や障害者など、働く上でさまざまな配慮が必要な人たちはどうしても、そういった労働の場からはじき出される傾向があります。これに対して、働く人たち自らが出資という形でお金を出し合って、協同組合を作り、働く人たち自身が経営をすることを基本原理とする、労働者協同組合という考え方があります。

日本においては、ワーカーズコープや、ワーカーズ・コレクティブと呼ばれる事業体がこの理念のもとに数多く活動しており、福祉や子育て支援、若者の支援、地域の居場所づくりや見守りなど、営利企業が手を出しにくい地域にとっては必要なサービスを提供しています。

しかしながら、この労働者協同組合は法律で定められた法人格ではなく、これらの事業体は便宜上、NPO法人や企業組合法人などの法人格を取得したり、人格なき社団として活動してきました。この労働者協同組合を法制化しようと、1990年代から法制化を求める運動が始まり、さまざまな政局の波に左右されながらも、粘り強い運動が続けられました。そして今年4月の臨時国会において、ついに労働者協同組合法が全会一致で成立をしました。

現在のコロナ禍において、仕事を失う人も増えている中、新たな仕事おこしとして、この労働者協同組合が期待をされるところです。法律公布後、2年以内に施行されるとされておりますので県としては事業者への普及啓発や設立の相談など積極的に起業支援をしていただきたいと考えます。また、その内容が多岐に渡るため、担当部局の設置のみならず、横断的な協議会の設置なども必要と考えます。自治体職員対象の学習会なども必要と考えます。広島市では、労働者協同組合の設立を後押しする「協同労働」プラットフォーム事業を実施しています。私も以前、視察をしましたが、この事業によって地域住民による竹やぶの間伐整備や土砂災害被災地での食堂、地域のサロンなどの事業が支援を受けて展開していました。埼玉県として、新しい働き方である労働者協同組合をどのように推進していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

### 答弁：大野元裕知事

先日、国会で成立をした労働者協同組合法は、労働者協同組合を設立し、持続可能で活力ある地域社会の実現に質することを目的としています。働く人自らが出資し、自らの意見を反映した事業に従事する労働者協同組合は、仕事と生活の調和をはかりながら、意欲と能力に応じて働くことができることから多様な就労の機会の創出につながります。また、労働者協同組合は幅広い分野で事業が実現できることから、地域における多様な需要に応じた事業が行われることが期待され、地域貢献的な事業から地域における新しいベンチャーとして、活性化を作りあげていくことが期待されます。私自身、国会議員時代に協同組合振興議員連盟の幹事として法制化に取り組んできたこともあり、当時の思いを考えれば、今は隔世の思いです。

県といたしましてはこのような新しい働き方となる労働者協同組合について、まずは、地域課題の解決に取り組む県民の皆様説明会などを開催してしっかり周知を図って参ります。また、組合の設立に関する相談に対応するほか、庁内横断的な会議を立ち上げるとともに、市町村向けに研修会も実施して参ります。

広島市では主に、60歳以上の方々による協同労働の仕組みを活用した地域課題解決の事業に対してすでに、きめ細やかな支援を行っています。これらの先進事例についても情報を収集し、今後の県の支援策について検討します。

多くの労働者協同組合が設立され、その活動を広げ、地域課題解決の担い手から多様な役割を担える本来の労働者協同組合の役割が果たされるよう積極的に取り組んでまいります。

### ■2020年12月9日 徳島県三好市議会 竹内義了市議（無所属） 質問

#### 答弁：黒川征一市長

…もうひとつは、先週の臨時国会で成立した、まさに画期的な法案「労働者協同組合法」である。森林組合法から42年ぶりに、協同組合法が大きく踏み出した。自分たちのことは自分たちでやろう、という内容で、徳島県議会でも議論となった。都道府県に届け出をすれば、労働者の協同組合が作れる。介護、除草、清掃など、この協同組合でできることが、法律制定により進んでいく。ヨーロッパには以前からあったが、日本では初めてである。これらのことをふまえて、しっかりと対応していきたい。

### ■2021年2月9日 岩手県滝沢市議会 小田島清美市議（公明） 一般質問

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

- 総合計画へ反映させるつもりがあるかどうか。  
施行まで2年関係法令もまだまだだが、色々な課題に対応できる法人だと感じている。  
計画に謳うかも含めて株式とかNPOとか色々な組織との調和も図りながら検討する。
- 市民への周知をどう図るか。  
立ち上げたい市民への相談には乗りたい。相談に対して色々な手段を提示していきたい。
- 滝沢市内でも様々な事業を行っている（食堂やなないろ）が、まだまだ知られていない。  
講習会の実施などを進めていかななくてはならないのではないか。  
現在は講習会を開くということは想定していない。要望があれば検討する。
- 施工まで2年という中で先取りした。ひきこもりの若者や高齢者等の生きがいを持った働き方として注目されている。第3の働き方、スタイルとして市としても守り育てることが必要ではないか。  
国の動向、スキームを見ながら検討していく。

■2021年2月17日 滋賀県議会 塚本茂樹県議（立憲） 代表質問

- 労働者協同組合に関する認識および対応について。

答弁：三日月大造知事

3点目の労働者協同組合についてでございます。労働者協同組合法が成立した後、私自身、関係者の方々から直接お話を伺い、その内容や取組の経緯、条文一つ一つに込められた意味を勉強させていただきました。

「協同労働」の理念のもと、活動をされてきた皆様の思いが法律として結実し、法制化により「協同労働」という働き方の基盤が築かれたものと思っております。

労働者協同組合は、働く人々が協同して地域に必要な事業を起こし、主体的に経営に参加されることから、地域社会のこれまでなかなか目の行き届かなかったところにも手を差し伸べ、課題解決に向けて、よりきめ細かな取組ができるのではないかと期待しております。

そうした意味で、行政が連携する主体の一つとして、様々な施策の中で協働できる可能性があり、県といたしましても、今後、どのような関わり方ができるのか、関係者のご意見もお聞きしながら、ともに考えてまいりたいと存じます。

なお法律の施行は公布後2年以内とされており、今後、国において、政省令や指針の策定

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

とともに、制度の積極的な活用に向けて、周知広報を進めていくと伺っております。県といえども、この新たな制度が県民の皆様に理解され、根付いていくよう、広報等に協力をしてまいりたいと存じます。

## ■2021年2月22日 広島市議会 碓氷芳雄市議（公明） 質問

○ 労働者協同組合法の活用や、広島市が進めてきた「協同労働モデル事業」について。

答弁：日高洋・経済観光局長

### 「労働者協同組合法」成立についての市の見解について

労働者協同組合法の基となる仕組みである「協同労働」とは、労使の雇用関係に基づく一般的な働き方とは異なり、働く一人一人が出資して、それぞれの意見を対等に運営に反映させ、人と地域に役立つ仕事に取り組んでいく働き方であり、本市では、この「協同労働」を活用したモデル事業を、全国に先駆けて、平成26年度から実施しています。この「協同労働」は、元気で意欲にあふれ、豊かな知識と経験を持った人が、他人に命じられることなく自ら発意して働くことで、納得度の高い働き方、生き方ができるようになるものと考えており、「郷土愛」を育む新しい働き方として、また、地域コミュニティ再生のツールとして大きな可能性を持っていると考えています。

こうしたことから、この度の「労働者協同組合法」の成立は、「協同労働」という新たな働き方を地域に根付かせ、皆が互いに支え合う持続可能な活力ある地域社会の実現の追い風になると考えています。

### 「協同労働モデル事業」の取組状況や実績について

「協同労働モデル事業」は、「協同労働」について知見を有する特定非営利活動法人への委託により、「協同労働」という仕組みを活用して事業を行おうとする地域中核人材の発掘や育成から起業の支援、起業後のフォローアップまでの伴走型支援を行うとともに、事業の立ち上げに要する経費を最大100万円補助するものです。

これまでに25団体の事業の立ち上げを支援し、これらの団体の合計約300人の市民が「協同労働」の仕組みを活用して、高齢者や障害者のためのカフェやサロンの運営、庭木の剪定や買い物代行などの困り事支援、地域住民の交流イベントの実施、耕作放棄を活用した農作物の生産・販売など、多岐にわたる地域課題を解決するための活動を行っています。

法制化後の本市事業の進め方について

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

## 60歳以上だけではなく、多様な人々に期待する観点があってもよいのではないか

この度の法制化は、先ほど答弁しました通り、「協同労働」という新たな働き方を地域に根付かせる追い風になると考えており、まずは、「協同労働」をテーマとするシンポジウムや事例発表会の開催などにより、市民への一層の普及啓発に努めたいと考えています。

その上で、今後の事業の展開に当たっては、これまでのモデル事業の成果と課題を検証し、事業の充実を図っていく必要があると考えています。

具体的には、「協同労働」の働き方が広まるにつれ、立ち上げについての相談も増えてきた中で、いかにして効果的かつ効率的な支援を行うかが課題となっており、これまで行ってきた行政による伴走型支援だけでなく、市内各所で既に活動している協同労働団体を良い見本として、より自主的に新たな団体が立ち上がっていくことを支援できるような仕組みを作りたいと考えています。

また、モデル事業では、地域における高齢者の働く場を創出することを目的の一つとしており、この事業で支援対象とする団体は構成員の半数以上が60歳以上であることを条件としていますが、多岐にわたる分野の様々な層に活動が広がる中で、この年齢制限を無くしてほしいとの意見が出ていることから、支援対象団体の年齢条件とあわせ、今後の事業のあり方について検討してまいります。

## ■2021年3月1日 鹿児島県議会 松田浩孝議員（公明） 質問

### ○「労働者協同組合法」について

昨年12月の臨時国会において「労働者協同組合法案」が成立した。本議会でも、令和2年3月に「労働者協同組合法案」の早期成立を求める意見書を提出していた。労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業経営が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織である。また組合は組合員と労働契約を締結することが義務付けられ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業であれば、基本的に自由に行うことができる。類似の法人格としてNPO法人がありますが、担い手の出資が認められず、事業も福祉やまちづくりなど20分野に限定をされており、担い手の生活を支えることが目的ではないため、報酬を追求する事業ができない。

2001年3月当時の坂口力厚生労働大臣が協同労働について答弁したのが国会での議論の始まりであり、昨年12月4日全会一致で議員立法にて成立した。

現在は、ワーカーズコープやワーカーズ・コレクティブなど福祉分野に多い協同労働であるが、後継者難で廃業の可能性がある中小企業の従業員らが労働者協同組合を立ち上げ、事業を継続するケースが増えることも期待ができる。ところが、労働者協同という誤解され

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

るケースもあり、この法案の意味することについてはまず行政内での理解が必要であり、この法案の有効性を確認し、どのような支援ができるのか検討することが必要だと考える。**労働者協同組合により県民活動や地域活動を活発にするため部局横断的なチームをつくり、プロジェクトを立ち上げてはどうかと提案するがいかがか。**

この協同労働の取組は既に各地で広がり始めている。障がい者が出資や労働、運営に参画しているカフェや、中高年の労働者による高齢者の居場所づくりのための食堂経営などがある。広島市では、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある60歳以上の方が中心となって、地域課題の解決のために協同労働という働き方で取り組むことを推進するためのモデル事業を実施しており、専門のコーディネーター事業立ち上げをサポートし、立ち上げ費用を補助し、立ち上げ後も専門のコーディネーターが事業運営を支援しています。昨年、霧島市で活動されるワーカーズコープさんの療育施設を視察した。

まずは、県民への労働者協同組合法の理解促進とともに、何ができるのか周知することが必要だと考える。**まずは、労働者協同組合の周知の取組みについて伺うとともに、モデル事業を選定し支援をすべきと提案するがいかがか。**

**答弁：商工労働水産部長**

労働者協同組合法は、昨年12月11日の公布後2年以内に施行され、今後、国において、施行のために必要な関係政省令や指針が制定されることとなっております。現段階では制度運用の詳細は明らかではなく、県としては、まずは法施行に向けた国の動向を注視してまいりたいと考えております。今後、制度の詳細が明らかになった段階で、国が労働者協同組合の活動の具体例として示しております介護・福祉、子育て、地域づくりなどの所管部局と情報を共有しながら、県の広報媒体を活用して、同法の理解促進に向けた周知に努めてまいります。

**■2021年3月2日 千葉市議会 村尾伊佐夫議員（公明） 一般質問**

○ **労働者協同組合法についてどのように認識しているか。**

**答弁：市民局長**

労働者協同組合はNPO法人と異なり、組合員自らが働くだけでなく、協同出資することで、経営・運営にも責任を持ち、主体的に地域貢献や課題解決に取り組むことができることに加え、民主的な経営が行われることも期待されます。

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

今後、労働者協同組合が徐々に普及していくことにより、地域における多様な就労機会の創出等を促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することができるものと認識している。

○ 労働者協同組合について市民活動や地域活動の観点から、どのように取り組むべきか。

**答弁：市民局長**

労働者協同組合は介護・福祉、子育て関連、若者・困窮者対策等、地域における多様な需要に応じた事業を行う法人となることから、関係部局と連携し、まずは企業組合やNPO法人をはじめとする地域で活動する団体に労働者協同組合法の趣旨や制度を周知することが重要と考えている。

**■2021年3月3日 香南市議会 宮崎晃行議員（公明） 一般質問**

○ 日本では、会社や団体、または個人事業主に雇用されて働く形態の雇用者と被雇用者の関係の働き方が主流でございます。しかしながら、雇用されると、どうしても経営者の意向が強くなります。そのような形態では、被雇用者はどうしても弱い立場にならざるを得ないということが多いのではないかと思います。

一方、働く人たちが自ら出資という形でお金を出し合って組合をつくり、働く人たちが自身が経営することを基本原理とする協同労働という考え方があります。この協同労働の組織を法人化し、労働者協同組合法として法制化しようと、1990年代から運動が始まり、20年以上の歳月をかけてついに昨年12月4日の臨時国会において、労働者協同組合法が全会一致で成立しました。全会一致というところに大きな意義があるのではないかと思います。この新しく制定された労働者協同組合法が成立した背景や趣旨についてお聞きをいたします。

**答弁：岩田由子・地域支援課長**

労働者協同組合法は、多様な働き方を進め、地域課題の解決と持続可能である活力ある地域社会の実現につなげることを目的としており、法の柱は、先ほど議員がおっしゃられましたように、働く人自らが出資をし、事業の運営に携わる協同労働を行う組織に労働者協同組合という法人格を認めることでございます。

法制定の背景といたしましては、急速に進んでいる人口減少と高齢化への対応がございます。2040年には、65歳以上の高齢者の数がピークを迎え、一方、高齢者を支える現役世代は激減し、高齢者の介護や障害者サービス、子育て、困窮者支援など福祉の担い手が減少することから、地域の福祉の新たな担い手として期待できるのが法制化に至った労働者協同

組合でございます。

労働者協同組合では高齢者や障害者、多様な人々が地域の課題解決に向け、自ら出資して事業に従事し、それぞれの特性を活かしてサービス提供などを担っていくこととなります。

○ 労働者協同組合法の条文は、議員立法にしてはとても長く、全部で137条と多くの条文から成っております。企業などに雇われて働く雇用労働ではなく、働く人が出資して自らやりがいのある仕事をつくり、運営もみんなの話合いで決めます。多様な働き方の就労機会を創出できると言われているところがございます。先ほど課長が言われたように、介護、子育て、まちづくりなど、地域の需要に応じて事業が立ち上がる効果が期待されているとのことでございます。

一方、広島市では、既にこの考えの下、福祉や子育て支援、地域の居場所づくりや見守りなど、営利企業が手を出しにくいのが、地域にとっては必要なサービスを、協同労働という形で市民グループが自ら出資して事業を立ち上げ提供しております。広島市さんから了解をもらいましたので、少し動画を見ていただきたいと思います。（動画視聴）

すみません、ちょっと切れたようなんですけど。申し訳ないです。すみません。広島市では、この協同労働の仕組みを取り入れて地域活性化を図っております。今、19の団体が活動をしているようでございます。コロナ禍において仕事を失う人も増えている中、新たな起業の形態として、労働者協同組合が期待が大きいと言われております。法律公布後、2年以内に施行されているとされていますが、今後、国民への普及活動が進んでいくものと思います。

労働者協同組合法によると、営利活動を行ってはいけないとあります。この点、例えばNPO法人もまた非営利活動に限定した法人であります。そこで、労働者協同組合とNPO法人との違いについてお聞きをいたします。

#### 答弁：同上

労働者協同組合に近い法人形態といたしましては、議員おっしゃられましたNPO法人と企業組合がございます。まず、NPO法人はそこで働く人が出資をすることができず、主な収入源は会費や寄附金などで、財務基盤が弱くなりがちで、手がける事業も福祉やまちづくりなど20種類の分野に該当する活動となります。働く人の生活を支えることが目的ではないため、報酬を追求することができず、余剰利益が出たとしても、働く人に利益を分配することはできません。また、NPO法人と企業組合の設立においては、法的な認証や認可が必要で、比較的ハードルが高いものとなっております。

一方、労働者協同組合は、公的な認証や認可の必要がなく、3人以上の発起人の届出によ

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

り設立ができます。また、組合員の出資、組合員の意見を反映、組合員が組合の事業に従事することの3原則に基づいて運営されることや、働く人には最低賃金の保障など、労働基準法や労働組合法などの労働法規が適用され、労働者派遣を除いて、事業分野にも制限が設けられていないため、NPO法人などよりも主体的に取り組みやすくなっていると認識しております。

- 先ほど課長、言われたように、労働者協同組合には従事した労働量によって配当できる従事分量配当の制度がありますので、組合員になった際の経済的にやりがいはNPOとは別の意味であるように感じてはおります。また県の認証も不要で、つまり、設立の審査や定期的に県に書類を提出するというのも不要であるということなどがNPOと違うので、どちらかといえば、運営は自由にしやすいということになるのではないかと思います。

識者の声として、企業が参画しにくい業種で地域に必要な仕事はたくさんある。例えば、介護や保育、農林水産業、さらに人口減少や公共交通の不足といった社会の課題解決など、協同労働はそうした業種になじみやすいといった声があります。そこで、この制度を香南市で利用する場合、どのような場面での利用が想定できるのか、質問をさせていただきます。

#### 答弁：同上

労働者協同組合での協同労働という働き方は、先ほど来議員もおっしゃっていただいておりますように、従来の雇用労働とは働き方が異なり、出資と労働が一体となることで、各人が対等な立場で経営に関与し、互いに支え合う労働形態となります。高齢者や障害者など、地域貢献につながる働き方を望む人たちにとって、協同労働は意義のある働き方であるとともに、少子高齢化による地域の担い手不足など、地域の直面する課題を克服する手だてとしても重要であることから、香南市におきましても、福祉や子育て支援のほか、今後は後継者のいない事業継承やまちづくりなど、様々な場面で利用される場合もあると考えております。

- 先ほど少し言及しましたがけれども、地域の耕作放棄地などを利用して事業を行い、地域振興に貢献したいという女性グループよりこの法制度を利用したいとの希望の声を頂いております。労働者協同組合は、法人格があり、登記もされるということで、永続性があり信頼性があります。先ほどのグループは、若い人にも加わってもらい、地域を盛り上げたいということで、継続的な運営が可能な法人という、この形態は適しているのではないかと考えるところでございます。

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

先ほど見ていただいた広島市では、立ち上げ経費を100万円を上限に2分の1の補助率で助成しているようでございます。また、コーディネーターを配置して、立ち上げから運営をサポートしております。また、地方創生臨時交付金を活用して、コロナ禍の失業対策やアフターコロナの働き方として勉強会の経費を予算案に計上している自治体もあるというふうにお聞きしました。施行まで2年間ぐらいあり、また、成立したばかりということで、これから情報が入ってくると思います。全国知事会の意向としては、2年間かけてじっくりと周知をしていこうという方針であるともお聞きしました。

ただし、本制度を利用しようとしている市民グループもいることから、本市で高知県の先頭を切って勉強会や支援メニューの検討ができないか、お聞きをいたします。

### 答弁：同上

他の自治体、先ほど拝見をいたしました広島市では、地域課題を事業を通じて解決するため、協同労働の団体立ち上げと運営の支援をする協同労働プラットフォーム事業を2014年度から始めております。その中では、市の方が補助金の助成をいたすなどの支援を行っております。

また、高知県におきましても、1983年、四国で一番古い事業所になりますが、一番歴史のある事業所が病院の清掃活動、清掃業務などを行いながら、就労が困難な方への働く場の創出の取組、またそこに加えまして、公共施設の運営なども加えまして、そういった事業に取り組んでいるところもあるというふうに存じ上げております。

今現在、香南市にも耕作放棄地、そういったところに対する支援策というものも、農業の分野におきましても様々あるかと思えます。今後、現時点におきましては、地域支援課では勉強会の開催、支援のメニューを立ち上げることは計画をしておりますが、先ほど申し上げましたように、現在ある市の施策、また今後、この法が施行するまでの間に、県や他市の情報を収集・整理をして研究を重ねていきたいと考えております。

- 田村厚生労働大臣は、この法律を各地域の課題解消に役立てるため、関係者にしっかり周知することが大事になる。これからは勝負だと思われております。この協同労働の働き方が広まっていくことで、どのように社会に変化が起きるか、期待が大きいと感じます。ぜひ、様々に研究していただきたいと念願して、この項目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

- 看護師、保育士が退職後に労働者協同組合を設立するという可能性について  
地域の諸課題を解決するよい方法だろう。情報収集を図っていきながら地域課題の解決に向けて火付け役までできればいいのかなと思っている（伊藤 産業振興部長）。
- 協同労働が福祉の場で活躍する機会は得られないだろうか  
経験や知識を持った方をどのように活用していくか、施行に向けて考えていきたい（同上）。
- 田代の農家にこういった法律ができれば活用できるかと聞いてみたが、家族経営が難しくなっていく先に可能性があるのではないかと思って話をしたのだが、農家から地域おこし協力隊との連携もあるねと言われた、どうか  
可能性はあるが、まだ施行前なので情報収集しながら検討したい。農業法人のように大きくなくても、こじんまりと農業に関わる可能性はあるのかなと思う（菊池 企画部長）。
- 南蛮漬けや竹細工の後継者がいないという問題、農協女性部のお母さんたちがやるという事例もある。65歳以上だけでなく若い方が子育てしながら林業に参加しながら、子どもたちに豊かな自然、森を残すという活動をされている事例もあった。こういう事例が宮古市の今後に向けて、私はこの法律に希望を見出しているところ、市長はどうか。私も国としてよい制度をつくったと評価している。大きくもなく自分たちでできる範囲で、地域課題に、これから地方創生と言われている時代に、様々な使えるものだと思っている。様々な地域ごと行政区ごとに、みんなで働けるものをつくっていききたいと思う。ただ、細かいところはまだ決まっていないので、これからなんだろうと思うが、私も期待している（山本市長）。

■2021年3月10日 高知市議会 細木良議員（共産） 代表質問

- 労働者協同組合法成立の意義と法施行への期待について

答弁：岡崎誠也市長

急速な少子高齢化や単身者の増加等に加え、このコロナ禍においては、不安定な雇用環境等により生活に困窮される方が増加するなど、社会情勢は大きく変化していると認識しています。

様々な複合的な課題を抱えた地域では、高齢化の進展等による地域力の低下が懸念される

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

中で、アフターコロナの社会づくりには、支え合いを基本とする地域共生社会の仕組みが重要であり、新たに成立したこの労働者協同組合法は、労働者が人間らしく働くことを土台としながら「協同の関係」を再構築することにより、生存の基盤を取り戻し、持続可能で活力のある地域の実現を目指すものであり、まさに地域共生社会の実現にとって重要な法律だと考えております。

労働者自らが、自分たちの住む地域のニーズに応じた事業を考え、多様な就労の機会が創出されることは、すべての人が協同労働という働き方で自己実現をしながら、社会の中で役割を果たすことが可能となり、働くことを通じて生き活きと生きていくことができる、持続可能な、活力ある地域社会の実現につながるものと考えております。

本市でも、地域共生社会の実現に向け、市内28カ所に「ほおっちょけん相談窓口」をモデル的に開設するなど、これまで様々な取組を進めておりますが、本年4月1日施行の改正社会福祉法において新設された「重層的支援体制整備事業」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談事業、参加支援、地域づくりに向けた支援を必須として、一体的に事業を実施することとしており、その参加支援の実施内容として、多様な就労の機会の創出は、重要な位置付けをされています。

今回、組合員による「出資・意見反映・事業従事」を基本原理とする労働者協同組合の仕組みが法制化されたことにより、誰もが能力や個性を活かして、こころよく働く場が確保されるとともに、地域のニーズを拾い上げ、仕事を起こし、持続可能で活力ある、共生と協同の社会を実現する新しい働き方が生まれたことは、コロナ禍・コロナ後の地域づくりや、住民自治や地域共生社会の実現の大きな推進力になるものであり、期待を寄せています。

## ■2021年3月16日 福岡県議会 二宮眞盛議員（公明） 質問

- この法律が成立したことによりまして、本県にとってどのように受け止めているのか見解を伺いたいと思います。

### 答弁：上村・労働政策課長

県としては、今回の法律により、地域での活動の担い手として、出資、意見反映、労働が一体となった非営利の法人である労働者協同組合という選択肢が新たに提供されるものと受け止めておりまして、これによって今後、本県においても、多様な就労機会の創出や地域ニーズを踏まえた事業の実施の促進が期待されるものと考えております。

- 新たな働き方を促進する労働者協同組合法について県の認識を伺います。また、労働者

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

協同組合とNPOとの違いについてお伺いを致します。

答弁：上村・労働政策課長

自らが出資をし経営・運営にも加わり働くという、「出資・意見反映・労働が一体」という点が協同労働の特徴でありまして、これにより、自分らしい主体的な働き方の実現や多様な就労機会の創出等につながる事が期待できるものと考えられます。

また、NPO法人との違いでございますが、NPO法人は出資が認められていないのに対して、労働者協同組合は組合員による出資が前提とされていること、またNPO法人は認証主義がとられており、設立に際して都道府県知事等の認証を受ける必要があるのに対して、労働者協同組合は準則主義がとられており簡便に設立できること、等が異なっております。

- 労働者協同組合というと、既存の労働組合と誤解される、そういったケースもあり、この法律の意味するところについては、まず、役所内、行政内での理解が必要であります。この法律の有効性を確認し、どのような支援ができるのか、検討が必要だと思えます。そこで、労働者協同組合法により、県民運動や地域活動を活発にするために、部局横断的なチームを作るなどして、プロジェクトを立ち上げ、まずは、制度の積極的な活用に向け、周知・広報を促進し、この新たな制度を県民の皆様に理解され、根付いていくように促進してはどうかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

答弁：上村・労働政策課長

先ほどの国の説明資料によりますと、労働者協同組合によって行われることが期待される事業の分野の例として、介護・福祉関連、子育て関連、地域づくり関連、若者・困窮者支援といった県政においても重要な、多岐にわたる分野が挙げられております。今回の法律により、活動の担い手として、労働者協同組合という選択肢が新たに提供されることとなりますので、この新たな仕組みの存在を念頭に置きながら、県としても各分野での施策を進めていく必要があると考えております。

公布後2年以内の施行ということで、現在厚生労働省で関係政省令や指針策定などの準備が進められているところであり、4月に、厚生労働省主催で都道府県を対象にした労働者協同組合法に関する説明会が予定されております。そうした場で得られた情報なども踏まえて、今後、県庁内で関係部局に声がけをして庁内勉強会を立ち上げ、理解を深める努力をし、法施行に向けて県民、市町村、関係団体に対する周知・啓発等も含めた必要な準備につなげていきたいと考えております。

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

- 今後でありますけどもコロナ禍による地方回帰でありますとか地元志向の機運が高まる中で、労働者協同組合が正にその機能を発揮するというふうに思います。県として今後どのように進めていくつもりなのかお聞かせいただきたいといます。

答弁：上村・労働政策課長

平成31年3月の衆議院地方創生に関する特別委員会において、当時の地方創生担当大臣から「労働者協同組合は、地域において働く意欲ある方々が、高齢や子育て、介護といったさまざまな御事情をお持ちでも、協同組合という形態をうまく活用して主体的に働けることができるようになるものであり、…地域ニーズを酌み取って地域課題解決を目指すものとして、持続可能な地域社会の維持、実現につながるということで、地方創生の観点からも非常に有意義な取組と考えている」との答弁があつておりました、私どもとしましても同様の認識にたつております。先ほどご答弁させていただきました通り、労働者協同組合という新たな仕組みの存在を念頭に置きながら、県としても各分野での施策を進めていく必要があると考えておりました、今後庁内勉強会を立ち上げ、法施行に向けた必要な準備につなげていきたいと考えております

- ぜひ、頑張ってくださいと思います。広島市では、地域課題の解決のために「協同労働」という働き方で取り組むことを推進するためのモデル事業が実施されていると聞いています。その事業の概要と実績について、県として把握をされていましてご紹介いただきたいといます。

答弁：上村・労働政策課長

広島市では、就労や社会参加を希望する意欲と能力のある60歳以上の方が中心となって、地域課題の解決のために「協同労働」という働き方で取り組むことを推進するためのモデル事業が、平成26年度から実施されていると承知をしております。

広島市に確認しましたところ、これまでに、専門のコーディネーターが勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応等により、事業の立ち上げからその後のフォローアップを行うとともに、事業の立ち上げに要する経費を補助率2分の1、上限100万円の範囲内で補助する、等の支援を行っているとのこと。

また、その実績については、平成26年度から令和元年度の間、実際に協同労働を行う団体が19団体立ち上がっており、令和2年度は6団体が立ち上げに向けた準備を進めているとのこと。なお、今申し上げた団体はあくまでも「協同労働」の仕組みを活用して事業を行う団体でありまして、今回の労働者協同組合法で求められている要件を満たしている団体であるかどうかは定かではありません。

- この法律がですね成立をしてから2年以内が施行という期間がありますので、この期間の中で、今後、組合設立や維持へのサポート体制の構築、あるいは設立費用の補助金などの支援も検討してはいかがか。

**答弁：上村・労働政策課長**

公布後2年以内の施行ということで、現在厚生労働省で詳細をつめている部分もありますので、そうした国の動きをしっかりと注視しながら、まずは庁内勉強会の立ち上げを行い、関係部局を交えて理解を深めていきたいと考えております。

また、地域で既に協同労働を実践されておられる団体が福岡県内にもございますので、そうした方々のお話も今後伺いし、また、実施上の課題を見極めながら、今後県の立場でどういう対応が必要なのか、検討してまいりたいと思います。

- 最後になりますけれども、日本労働者協同組合、ワーカーズコープの古村理事長さんが非常にですね心に残るようなものを発表されてるんで、ちょっと紹介したいと思うんですけども、「今、社会は新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックの中にあり、私たちは出口の見えない不安と混乱の最中を生きています。その中で労働者協同組合法が日本に誕生したことの必然性を感じずにはられません。法律の意図するものは、単に新たな協同組合の仕組みづくりに止まらず、自治、人権、民主主義といったあるべき社会の原理を取り戻す挑戦と受け止めています。一人として無駄な生命はこの世に存在しない、その生命が輝く営みが働くということ。働くことに誉あれ、働くことに未来あれ。」というですね、非常に期待をする次第でありますけれども、最後に部長からこの法律を今から施行するにあたりましての決意をお伺いしたいと思います。

**答弁：塩川・福祉労働部長**

労働者協同組合法の制定によりまして、労働者が自ら組合員となって主体的に関わり、多様な就労の機会を自ら創出することが可能になること、また、そのことを通じまして、地域における多様な需要に即応した事業の実施が促進されること、が期待されております。

福岡県においてもそうした効果が発揮されるよう、今後の法施行に向けた国の動きを注視しながら、庁内関係部局との連携や現場の生の声の聴取を行い、県の立場で対応すべきことをしっかりと検討してまいります。

2021年8月26日

立憲民主党「労働者協同組合法」を活かした地域づくりのための実践講座」  
日本労働者協同組合（ワークスコープ）連合会

**■2021年6月2日 日野市議会 森沢美和子議員（立憲） 質問**

※別添資料等参照。